



闘いの報告

あの札幌市・白石区でまたしても孤立死

が： 花園大学 吉永 純

年頭から相次いだ餓死・孤立死

1995年の設立以来毎年全国各地で行われている生保裁判連総会・交流会、第18回となる今年は、大分です！

2012年10月20日（土）午後から21日（日）午前の2日間にわたって、大分市内で開催されます。

空前の生活保護バッシング、基準見直しの議論など、生活保護を取り巻く情勢は年々困難なものとなっています。いま一度、生存権保障という憲法の基本理念に立ち返り、永住外国人裁判などで、生活保護では今最もホットな大分の地で、社会保障としての生活保護とは何か、という冷静な議論をする必要があります。

詳細は同封の開催要綱をご覧ください。多数のご参加をよろしくお願いいたします。

貧困という観点からみると、今年の日本は異常な幕開けだった。1月から3月までで11件ものいわゆる孤立死が発生した。いずれも複数での死であり、稼働年齢（64歳まで）の方や障害のある方が含まれるなど、ひとり言われた高齢者の孤独死とは様相を異にしたものだった。その中でも、私が驚いたのは、1月20日に発見された札幌市白石区での、42歳と40歳の姉妹の餓死であった。白石区といえば、25年前、母子家庭の母親が保護申請したところ、9年前に別れた夫からの「援助できない」という文書を求められ、福祉事務所には二度と行きたくない、3人の男の子を残して衰弱死したところである。それをルポした寺久保光良著『福祉が人を殺すとき』がベストセラーになったところだ。ところが、同じ区でまた同様の事件が起きた。亡くなった姉妹の姉は3回も福祉事務所に保護の相談に行っていたにもかかわらず生活保護にはならず非業の死を遂げた。年頭からの異常事態に対して、2月、当会、生活保護問題対策全国会議、全国公的扶助研

究会、(N)もやい、(N)ほっとプラスなどで急ぎよ「全国『餓死』『孤立死』問題調査団」（団長・井上英夫金沢大学教授）を結成し、孤立死が発生した自治体へのアンケートを実施し、可能な自治体との懇談をもった（立川、さいたま市、札幌市白石区など）。

「また、福祉が人を殺した」

～札幌市・白石区

予想されていたとはいえず、5月に現地で行われた白石区でのやりとりは、啞然とするものだった。「姉妹の最低生活費は18万円を越える金額であったが、収入は最終的には知的障害のある妹の年金66000円ほどしかなく、約10万円も最低生活費を下回っていたのはわかっていたのか」という私たちからの問いに対しては、「わかっていた」(区)。

「そのこと（あなた方は生活保護になる条件を備えていた）をお姉さんに知らせていたのか」に対しては、後日「それは言っていない」(区)という回答である。肝心の強い要保護性について教示していなかったのだ。また「福祉事務所での最後の相談となった2011年6月に生活保護になつていれば、このような悲劇はふせげたのではないか」という問に対しては、「その可能性はある」(区)。

にもかかわらず、「区の記録にある面接・受付票には『保護の要件である懸命なる求職活動を伝えた』とあるが、これはどういう意味か」に対しては、「たとえ保護になつたとしても、就職活動はしてもらわないといけないという趣旨で

ある」(区)という。しかし、通常は、お姉さんが周囲に漏らしていたように「まだまだ仕事探しに頑張らないといけない」と受け止めるのが普通であり、区の解釈は不自然極まりない。最後に、なぜ6月時点で保護しなかったのかの問いには、「申請されなかったのが仕方なかった。もうひと押しほしかった」と、あくまで「申請」しなかった姉に責任を押し付けた。「働き方が足りない」というようなことを言われて、それでも「申請します」という市民はいるだろうか？総じて、区の回答には、「姉妹という二人の命が失われたという重みを感じられない」(井上団長)ものがあった。

7月に政府が公表した「生活支援戦略」中間まとめは、貧困の拡大を直視し、「寄り添い型支援」「学習支援」などこれまで現場で実践されてきた人を生かす支援が盛り込まれてはいるものの、こと生活保護に関しては、不正受給の防止、福祉事務所の調査権限の拡大など締め付け一辺倒である。このような対応では、今後とも、貧困を背景とした、餓死、孤立死の拡大は避けられないのではないだろうか。

## 生活保護ハッシングについて

弁護士 佐野 就平

### 1 バッシングの発生

人気お笑いタレントの母親が生活保護を受給していることを週刊誌が報じたことを契機に、生活保護制度と制度利用者全体に対する大バッシングが起こり、未だとどまることを知りません。あたかも、高額所得者の母親が生活保護を受けていたことが不正受給であるかのように言われ、扶養義務者による扶養が生活保護適用の前提条件、あるいは、扶養義務を追及しないのは制度の欠陥のように喧伝されています。中には、裏付け取材もせず、視聴者の単なる噂や感想をそのまま流すようなテレビ番組までもあります。

しかし、現行生活保護法上、扶養は保護の要件ではありません。子が親の不要をしていなかったからといって、不正受給の問題ではありません。しかも本件は、報道によると、お笑いタレントが高収入を得るようになって、福祉事務所と協議の上、仕送りを決めて仕送りをし、今年に入ってから増額もしたということです。福祉事務所ときちんと協議した上で仕送りが決められ、そのとおりの仕送りがされていたのに、不正受給になるわけがありません。にもかかわらず、福祉事務所が責められることはなく、お笑いタレントのみが攻撃されました。高額所得者の親が生活保護を受ける場合、道義的には判断が分かれるところ

かもしれませんが、本件は、このケースだけがバッシングされているのではなく、制度そのものがバッシングされています。その事実からして、本件は道義的な問題として追及されたわけではなく、例外的な事例をあたかも一般的なものであるかのように取り上げ、生活保護に不正が多いかのように世論を誘導しようとしたことが伺われます。

本件のバッシングに火をつけた世耕弘成議員と片山さつき議員は、自民党の「生活保護に関するプロジェクトチーム」の座長とメンバーです。自民党は、施策として生活保護切り下げ、財政抑制を掲げており、本件をきっかけに、生活保護制度の改悪に持ち込もうとしたのでしょうか。

### 2 扶養義務の位置付け

そもそも、①成人に達した子どもの親に対する扶養義務は、「その者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、余裕があれば援助する義務」にすぎません。②その場合の扶養の程度、内容は、あくまでも話し合いによる合意を基本にするものです。③もし、扶養の程度、内容が、扶養義務の「社会的地位にふさわしい生活を成り立たせ」ることを前提としても、なお著しく少ないと判断される場合には、福祉事務所が、家庭裁判所に扶養義務者の扶養を求める手続きが、生活保護法7

7条に定められています。その場合でも、家庭裁判所は個別の事情に応じて、扶養の範囲を定めるものであって、一律に決められるようなものではありません。具体的には、権利者の需要（困窮度）、義務者の資力だけでなく、権利者の落ち度、扶養に関する合意（当事者の意思）、両者の関係の強弱・濃淡、当該地域の扶養慣行、社会保障制度の利用状況や利用可能性等を総合考慮するものとされています。

扶養義務は、生活保護の要件ではなく、上記の程度にとどまるのですが、実際に生活保護を申請する場合に、「恥」の感覚から、扶養の確認の連絡が近親者に行くことを嫌って申請をためらう人もいます。また、生活困窮者の中には、DV被害者や虐待経験者も少なくなく、「無縁社会」とも言われる現代社会において、家族との関係が希薄化・悪化・断絶している人がたくさんいます。現行制度以上に扶養義務を強化することは、ただでさえ「ステイグマ（恥の烙印）」が強くて利用しにくい生活保護制度をほとんど利用できないものとし、餓死・孤立死・自殺の増加を招くことになるでしょう。

### 3 厚生労働大臣の発言

小宮山厚生労働大臣は、扶養が保護の要件となっていない現行法に対する非難に対して、冷静に対応するどころかむしろ呼応し、「親族側に扶養が困難な理由を証明する義務を課す」という、事実上、扶養を生活保護利用の要件とする法改正を検討する考えを示しました。

た。そもそも合法的な受給を不当であると問題視するのであれば、慎重な検討が必要です。まして、人の生存に関わる生活保護制度そのものの変更であれば、なおさら慎重に言及すべきでしょう。今回のお笑いタレントの例外的な事例を契機に、制度本来のあるべき姿に思いを致すことなく、軽率に法改正に言及するということが乱暴極まりないことです。まして、担当大臣であればなおさらです。

しかも、扶養は上記のような事情を総合的に判断しなければ定まりません。扶養が困難な理由を証明するというのは、法律で一律に定める制度としては、設計不能でしょう。無理解極まりない発言だといえるでしょう。

### 4 扶養義務以前の問題の存在

現在、雇用の崩壊と高齢化の進展が深刻であるのに雇用保険や年金等の他の社会保障制度が極めて脆弱であるという社会の構造からして、生活保護利用者が増えるのは当然です。また、生活保護制度利用者が増えたといっても利用率は1.6%に過ぎません。「不正受給」と言われている事態は、金額ベースで0.4%弱で推移しているのに対して、捕捉率（生活保護利用資格のある人のうち現に利用している人の割合）は2〜3割に過ぎず、むしろ必要な人に行きわたっていないこと（漏給）が大きな問題です。生活保護受給者の

近親者が高額所得者であるというような稀なケースを問題とする以前に、もっと大きな問題があるのです。

しかも、扶養は保護の要件ではないにもかかわらず、福祉事務所では、訪れた人に保護の要件であるかのように説明して申請を断念させる「水際作戦」の常套手段とされています。その結果、餓死事件も続いています。東大阪市では、職員の2親等以内の親族（親、子または兄弟姉妹）が生活保護を受けていないかどうか調査し、約30世帯が同市職員を扶養義務者として申告していたことが判明しました。それらの世帯が「扶養義務を果たしていない」として問題とされるようなことになれば、およそ公務員の親族は生活保護を受けられないということになりかねず、水際作戦どころの話ではなくなってしまう。

合法的で、しかも例外的な事例を取り上げて、あたかも「不正受給」であるかのように喧伝し、感情的なバッシングを呼び起こして、あたかも制度そのものが不合理であるかのように言うことも無意味です。そうではなく、生活保護制度が置かれている客観的な状況を把握し、もっと根本的な水際作戦や漏給層の問題等をどう解消するかを議論し、制度本来のあるべき姿を見つめる必要があるでしょう。



## 障害者加算の遡及認定で勝利裁決！

ふくろう法律事務所（大阪）

弁護士 松宮 良典

### ○事案概要

審査請求人X（単身世帯、当時79歳）は、平成21年10月に、心臓ペースメーカー埋設手術を行い、心臓機能障害1級の身体障害者手帳を同年11月18日に取得した。平成23年7月、担当ケースワーカーBが、Xがタクシーチケットを利用していることを知ったことを契機に、Xに手帳の提示を求めたところ、上記手帳を取得している事実を知ったため、処分庁は、平成23年8月1日から、障害者加算をあらたに認定した（本件処分）。

これに対して、Xが、平成21年12月1日に遡って障害者加算の支給を求める前提として、本件処分の取消しを求めた事案である。

### ○法律上の争点

別冊問答集第1篇第7の1の（2）の問7-17によると、「実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきである」とはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適当な方法で申告届出を求めるべきであろう。」と明記されている。

当職は、この趣旨について、生活保護法8条が、「要保護者の需要を基」に、最低限度の生活費を算定することを踏まえて、保護の実施にあたって、最低

生活を平等に保障するためには、どの対象者に対し、どの程度の保護が必要であるか、予め客観的な基準を定め、実施機関の主観、職員の質の差によって最低生活費が恣意的に決まることを排して、国民に対して最低生活費を公正・平等に保障するという生活保護法の理念を全うしようとしたものであると主張し、本件では、Xによる届出がなくとも処分庁が加算要件に該当すると思われる者を発見したときは、積極的にXの手帳取得の事実を調査すべきであると主張した。

これに対して、処分庁は、自らに調査義務はなく、Xが障害者手帳の取得の事実を届出（生活保護法61条）なければならぬ以上、遡って障害者加算を認めることはできない旨反論した。

しかし、平成21年11月当時の担当ケースワーカーAが、標準的な資質を備えておれば、十分にXの手帳取得の事実を知り得たにもかかわらず、制度につき素人であるXが届出をしなかった点を捉えて処分庁の責任を否定することは不合理であると考え、以下のように取組んだ。

### ○事実上の争点

平成21年11月当時、Aが、Xが手帳を取得したと推測できる事実を認

識していたか否かが問題となった。

### ○取組みのポイント

処分庁は、平成21年11月当時のケースファイル中の保護記録に何ら記載がないこと等を根拠に、AがXの手帳取得の事実を認識することができなかった旨反論してきた。

これに対して、当職は、Xが障害者手帳を取得する過程に、Aが関与していた事実を指摘するために、インターネット、知り合いのケースワーカーから、生活保護受給者が障害者手帳を取得する過程を調査した。その結果、手帳の取得にあたっては、指定医の診断書が必要であり、処分庁がその文書料を助成することがある、医療扶助の額の算定にあたって医師の医療要否意見書・診断書等の提出を求めることがあること、審査済レセプト・診療報酬知事決定通知が処分庁に送付されてくることなどが判明した。そこで、これらの事実を主張した。

処分庁は、文書料の請求があってもXがペースメーカーを埋設する手術を行った事実をAが知ったとしても、Xが障害者手帳を取得した事実をXが認識できるはずがない等反論した。

裁決では、処分庁が手帳の文書料を支払いの手続を行っていた事実に着目して、処分庁はXが手帳取得の手続を行っていたことが推測できた旨認定した上で、処分庁の調査及び判断に瑕疵があったとして、本件処分を取消した。

### ○まとめ

この案件で成果があるとすれば、ケースファイル中の保護記録に何ら記載がなかったとしても、標準的なケースワーカーの職務のあり方を具体的にチェックする中で、標準的なケースワーカーであれば、加算要件に該当すると思われる事実を認識できた旨を主張することが可能であることを示すことができた点にあると思われる。

